

ROSEリポジトリいばらき（茨城大学学術情報リポジトリ）

Title	正倉院御物調庸〔シ〕布墨書銘(常陸国)に就いて
Author(s)	宮田. 俊彦
Citation	茨城大学文理学部紀要. 人文科学(9): 11-21
Issue Date	1959-02
URL	http://hdl.handle.net/10109/10153
Rights	

このリポジトリに収録されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作権者に帰属します。引用、転載、複製等される場合は、著作権法を遵守してください。

お問合せ先

茨城大学学術企画部学術情報課（図書館） 情報支援係
<http://www.lib.ibaraki.ac.jp/toiawase/toiawase.html>

正倉院御物調庸絁布墨書銘(常陸國)に就いて

宮田俊彦

我國には遺された幾多の記念物が在る。その中にあつて各方面にわたる資料を最も多く、しかも総合的とも稱すべき程に保存するのは東大寺正倉院であらう。言ふ迄もなく、これを年代的に見れば、古埃及・インダス文化・殷墟・古希臘等の遺物類は正倉院御物よりも遙かに古い。西域よりの出土品にも亦古いものが少なくないし、我國にあつても、貝塚・住居址・古墳等からの諸遺物も亦然りである。けれども正倉院御物は、他が殆どすべて出土品であるのに對して勅封による傳世品であつて、當時の建設にかゝる校倉造寶庫と共に儼然と保存され續けて今日に及んだ。このことが正倉院御物の有つ特徴の中の最たるものであらう。

正倉院寶庫は天平勝寶八歲六月廿一日、聖武天皇御七七忌辰に當り、追善のために光明皇后が、天皇の御座右品や御料の醫藥等を盧舍那佛に施入せられた。これを中心として東大寺大佛殿の供養や儀式に用ひられた品々を収藏したものである。従つて御物は醫藥のみに止まらず日用品・樂器・武具等に至る迄、その數實に三千點(數へ方によつては數萬個にも上らう)と稱せられる。この中で歴史學的に最も重要なのは、言ふ迄もなく、大寶二年の戸籍を始めとする所謂正倉院文書であつて、これを除いては今日の國史学は殆んど成立し難い。私は今、それに就いて述べようとするのではなく、専ら調庸の絁布に見える墨書銘を紹介したい。

宮内廳書陵部の「書陵部紀要」第二、第三及び第七號に松島順正氏の「正倉院古裂及び御物銘文集」が載せられた。これは曾て昭和七年十一月に發表せられた「正倉院御物調庸の綾絁布墨書集記」(寧樂十五、續正倉院史論號)よりも遙かに多く、銘文を徹底的に調査して、集大成の上發表されたものである。兩書を比較すると、綾は變らないが、絁に於ては「寧樂」が三點に止まるに對して、「書陵部」は十九點を明らかにする。更に布にあつては前に二十四點に過ぎなかつたものが今こゝでは六十一點と約三倍に上つてゐる。従つて、左に紹介するものゝ中、(一) (三) (四) (五) (六) (七) (一) (二) (三) (四) (一八) は昭和二十七八年度の調査によつて今回始めて明らかにされたものにかゝるのである。

この「銘文集」から常陸國を抽出して十八を得た。綾にはなく、絁に一例、布が十七である。() は常陸國印、 [] は缺字とする。

(一) 絁

常陸國筑波郡

黄絁壹匹

正七位上林連廣山
郡司副 [] 領大初位上丈部 [] 佐弥万呂

天平寶字二年十一月

(これには字が缺けてゐるが、他の例から見て、恐らくは調であらう)

(二) 白布

常陸國筑波郡栗原郷戸主多治比部小□戸多比部家主輪調曝布壹端長國丈二尺

廣二尺 專當 國司介從五位上佐伯宿弥美濃麻呂 天平寶字七年十月 郡司擬主帳无位中臣部廣敷

(三) 白布鐘乳床裏

常陸國信太郡大野郷戸主生部衣麻呂調壹端專當國司正八位上志貫上連秋嶋郡司擬主政无位物部大川

天平勝寶四年十月一日

(四) 屏風心布

常陸國 交易 天平勝寶五年

(同背) (津力) 信太郡嶋□郷 □三田 □

(五) 白布馬鞍腹帶

常陸國茨城郡大幡郷戸主大田部虫麻呂調壹端專當國司史生正八位上志貫連秋嶋郡司擬主帳從八位茨城

(六) 白布蕨蜜袋

常陸國行方郡逢鹿郷戸主 (送部身) 磨調布壹端專當國司史生正八位上高志廣道郡司大領外正八位下壬生

直足人 天平勝寶五年十月

(七) 布袋

常陸國行方郡逢鹿郷戸主壬生直宮万調布壹端專當國司史生正八位上高志廣道郡司大領外正八位下壬生直

足人 天平勝寶五年十月

(八) 白布幟

常陸國行方郡高家郷戸主大伴小荒嶋白曝調布壹端專當國郡司擬少

(九) 白布

常陸國行方郡行方郷戸主雀部根麻呂戸雀部 (外九) 壹端郡司主帳□大

初位上他田

(一〇) 白布伎樂面袋

常陸國行方郡 □□郷 □調布壹端專當國司史生正八位上高志廣道郡司大領外正八位下壬生直足人

天平勝寶五年十月

(一一)

(常陸國行方郡大) 領正八位下壬生直足人 天平勝寶五年十月

(一二) 白布人參袋

常陸國鹿嶋郡高家郷戸主占部手子戸占部鳥磨調曝布壹端

專當國司史生正八位上志貫連秋嶋 郡司擬少領无位中臣鹿嶋連浪足 天平勝寶四年十月

(一三) 白布

常陸國那賀郡吉田郷戸主君子部忍磨戸君子部眞石調布壹端 天平勝寶

四年十月

(一四) 白布

常陸國那賀郡大井郷戸主宇治部花麻呂戸宇治部(小中丸)調曝布壹端
長四丈二尺 專當國司大掾正六位上池原君豐石
廣二尺四寸 郡司擬少領大初位上宇治郡大成 天平寶字元年十月

(一五) 白布

常陸國那賀郡(墓)荒郷戸主七師部黒麻呂戸雀部奈爲磨呂調布壹端
天平十五年十月

(一六) 白布

常陸國那賀郡荒墓郷戸主七師部黒麻呂戸雀部奈爲磨呂調布壹端

(一七) 白布

常陸國久慈郡住浮浪人下野國河内郡郷

專當國司史生正八位

郡司擬大領外從七位下

(一八) 白布伎樂大孤兒面袋

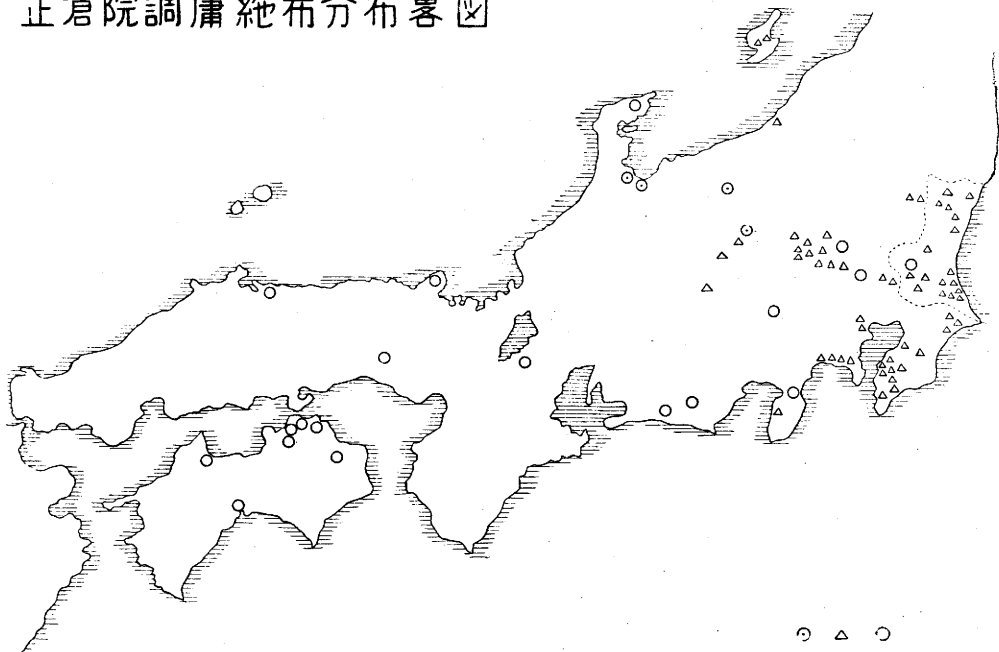
常陸國多珂郡藻嶋子戸主矢作部石前戸口矢作部小僧輪調曝壹端

專當國司史生正八位上志貴連秋嶋
郡司擬少領无位君子部臣足 天平勝寶四年

正倉院御物は、大佛開眼會關係品、聖武天皇崩御及び御葬儀關係品、

正倉院御物調庸純布墨書銘(常陸國)に就いて——宮田

正倉院調庸純布分布畧圖



○ 綾・純
△ 布
□ 其他紙等

聖武天皇七々忌辰、仁王會、聖武天皇御一周忌御齋會用品、孝謙天皇獻納品、等に分類される。このやうな種類の品物が千二百餘年にわたつて克く保存され續けたものであるが、その中で調庸關係の古裂の中の墨書銘の見えるもの、又その中で常陸國だけを拾ひ上げた結果が右の如くである。これに就いて氣付いた點を補説しようとするのであるが、その前に全體の分布を示す必要があらう。前頁下段の略圖の如くである。

一 筑波郡の綾

錦はないが、綾は國名の明らかなものに一點見える、近江國の黄色花綾斷片で、その銘には

「近江國調□□花綾壹匹 花綾六丈 織蒲生郡東生郷田尻小東人」

とある。年月不明ではあるが東生郷とあるから靈龜元年以後の調である。

綾はこれ以外には見當らないが絶は非常に多い。西の方のはすべてと言つてよい程絶で占められてゐるのに對して關東甲信越地方にあつては布が壓倒的に多い。その中に絶が僅かではあるが存する。遠江・信濃各、二、甲斐・伊豆・上野・武藏及び常陸各一である。布にあつては常陸のものが全國を見渡しても、最も多い。このことは奈良時代の常陸國の位置を考へる材料の一つともならう。遠江以西の諸國からは絹織物ばかりであるし、常陸以北には調庸の織物は全然見當らない。關東平野では大部分が布であつて極めて稀に絶が見える。關東地方は奥羽程ではないが後進地域であつて、その最北端に位置する常陸國は、上野國と共にこの中にあつては最も早く開けた國の一つである。そのことは古墳群や風土記からも證明し得るであらうし、この筑波郡の黄絶も亦一つの傍證とならう。

楮や麻の布は、かなり早くから織られて日常の衣服その他に使用され

たであらう。次には養蠶・絹織物であるが、その生産には恐らく大陸からの影響がある。既に魏志倭人傳にも、倭人は「桑蠶緝績し、細紵・縑絲を出す」と記されてゐるから、三世紀、九州地方では確かに養蠶絹織物が行はれてゐたであらうと考へられる。

魏志の黠面文身以下の風俗記事が、實際の見聞に基づく魏使若しくは帶方郡使の記録に據つた倭地の實情であるかどうか、は古來の難問題の一つであるが、下妻一高教諭時野谷滋氏の丹念な研究と鋭利な史眼によつて、その記事の大部分がアテにならぬことが明證された。即ち、魏志・魏略の編者が倭人傳を編纂する際に用ひた資料は決して倭人に關する直接・間接の報告・見聞録の類だけではなく、晋代までに成立してゐた諸書籍の蠻夷・東夷・倭に關する記事を史料とし、それを當時の東夷觀・倭人觀によつて整理し綜合したものであると。（神道史研究六の一、「魏志倭人傳の信憑性」）。従ふべきであるが、養蠶・絹織物に限つては三世紀、我國人の中にこれを知るものがあつた事實だけは認められてよいであらう。何故なら、正始四年、魏への獻上品の中に倭錦・絳青縑が見えるし、卑彌呼女王の後、臺與女王の魏帝への貢物の中にも異文雜錦二十四（これは或は朝鮮方面からの輸入であらうか）が見えるからである。

令集解卷四職員令大藏省織部司に

正一人 掌_織錦綾絁羅_二及雜染事_一 佑一人 令史一人

挑文師四人 掌_挑錦綾羅等文_事 挑文生八人 使部六人

直丁一人 染戸 古記云、別記云、錦綾織百十戸、年料一人錦一疋、綾一疋

役。兵服部七戸、年料每戸小綾二疋令_織、取_{調免}二_倍役。川内國廣絹織人等

三百五十戸、機五十枝、一機七疋令_織取_{調免}二_倍役。緋染七十戸。役日无限、

染絶无定人、爲_{品部}取_{調免}二_倍役。藍染卅三戸、倭國廿九戸、近江國四戸、三

戸出_二女_{三人}、爲_{品部}免_{調免}二_倍役。織手等一二人在_司上、

多在_國織進耳。

と見える。令制にあつては染色絹織物關係の部民は多くは在地に於て生産した。——錦綾織百十戸、兵服部七戸、川内國廣絹織人等三百五十戸、

緋染七十戸、藍染卅三戸（倭國廿九戸、近江國四戸）——。これらの部民は品部として調か庸かを免ぜられる代りに貢納すべき織物の質及び生産量（年に錦一疋綾一疋、貴錦の場合は一匹、小綾二疋、廣絹七疋等）を法によつて規定されてゐる。卅四臺の錦機、廣絹機五十臺は恐らく官から支給されたものであらうが、緋染七十戸のやうに役日にも染絶にも規定のないものもある。が、年料とか一機七疋令織とか言ふ文字から見ると、染織に必要な用具、原料、仕事場は生産者の私有ではなくして國家のものなのであらう。この品部の一部は中央の織部司に上番してゐる（織手等一二人在_レ司上）。

他の多くの品部と同様にこの染織部も、大化前代にかゝる組織が見え、改新を通して大寶令によつてまとまつたものと思はれる。而して、この七、八、九世紀と、前の三世紀との中間に、秦氏の如き歸化人、雄略紀に見える養蠶等が考へられよう。

普通の絹織物技術の地方への傳播も、恐らく錦綾の如き高級織物の傳播と相似て、それより年代的に一步を先にした、と思はれる。續日本紀和銅四年六月丁巳に、「遣_二挑文師于諸國_一始教_二習折_二錦綾_一」と見える。この諸國とは伊勢尾張等を意味し、挑文師を遣すのであるから錦綾に花文を織る技術を教授せしめたとすべきである。果せるかな延喜主計式によれば錦・綾・羅を調として貢納する諸國は伊賀・伊勢・尾張・參河・遠江・駿河・伊豆・相模・近江・越前・加賀・能登・丹波・丹後・但馬・播磨・安藝・紀伊・阿波・讚岐・伊豫。紋羅を調輸するのは尾張・參河・伊豆・近江・越前・丹波・但馬・播磨・紀伊・阿波・伊豫となつてゐる。前掲地圖の布でなく絶の分布は、この延喜式の規定と大體に於て一致して、矛盾しない。

絹織物として高級な錦や綾などの機具や技術は和銅四年から始めて、次第に中央から四方へと傳播した。まだ奈良時代には常陸には及んでゐなかつたらしい。けれどもその前の、絶を織ることは既に關東平野に迄

傳つてゐたのであつて、その先端、北端が常陸と上野とに見えるのである。蓋し絶は布と共に、（養蠶を必須としようが）國民各自の家庭で紡織することの出来るものであつて、必ずしも錦や綾の如く国司や郡司の支配する機場で織られるものではない。

二十 月

年月の記されてゐる（一）（二）（三）（六）（七）（一〇）（一一）（一二）（一三）（一四）（一五）には、すべて十月、若しくは十一月と見える。常陸は延喜民部式では大國で且つ遠國である。遠國たる常陸國にあつては、調庸の運脚の京までの行程は、上り卅日、下り十五日であり、調としては緋帛七十疋、緋纈絶卅疋、紺帛七十疋、黄帛一百六十疋、絶一千五百廿五疋、長幡部絶七疋、倭文卅一端、自餘は絶と暴布を輪す、庸は布、と定まつてゐる。これを隣國上総下総兩國に比較するに、この兩國の調庸物には絹は一切見えず、専ら布ばかりである（主計式）。前掲分布略圖に於て常陸に絶一があり上総下総などには布ばかりであることも亦當然と謂はれる。延喜式まで下つてもさうなのであるから、それより百年以上遡つた奈良朝中期に於ける常陸國の位置は、この残された僅かな古裂銘文によつて、かなりよく表はされると言つてよい。

次には十月であるが、賦役令に調庸物の輪期が定められてゐる。近國は十月卅日、中國は十一月卅日、遠國は十二月卅日以前に納め訖れ、と。遠國常陸では上り卅日であるから、課戸から差出した調庸物は郡司・國司（多くは史生らしい）が専當して（取り集めて一々に墨書して）國印を捺して（これが十月であつたと思はれる）、支度をと、のへて運脚は十一月初旬前後に國府を發して行程三十日で京へ運んだ。さう言ふ律令的な行政が克く履行されてゐた。墨書銘はこのことを證明してゐると謂つてよい。

さて、郡司が各課戸からの調（庸）物を郡ごとにとりまとめて國衙に

齎らす。國衙では専當者が署名して「常陸國」印を捺して、京へ送る。この場合、史生が多く専當してゐたらしいことも亦注目される。

職員令義解によれば常陸は大國であるからその職員は

守一人掌_二祠社、戸口、簿帳、字_三養百姓_一勸課農桑_二糾察所部_一、貢舉、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、兵士、器仗、鼓吹、郵驛、傳馬、烽候、城牧、過所、公私馬牛、閑遺雜物、及寺、僧尼名籍事_一（中略）。

介一人掌_二同_一守 大掾一人掌_二糾判國內_一審置文案、勾稽失_二察_一非違_上

少掾一人掌_二同_一大掾 大目一人掌_二受事_一抄、勸署文案_二檢出稽失_一讀_二申公_一文_上。

少目一人掌_二同_一大目 史生三人

となつてゐるから、調庸の布の事に當るのは大掾か少掾の任務でなければならぬ。然るにこの墨書銘に専當者として見えるものは介（一）大掾（一四）史生（三）（五）（六）（七）（一〇）（一二）（一七）（一八）であつて、史生が斷然多い。史生の職掌は同じ職員令の初め太政官に

史生十人掌_二繕寫公文_一行_二署文案_上と見えて、「他の史生も此に准ず」とあるから、史生とは本來單なる書き役にすぎない筈である。従つて地方官廳にあつては國の等級に拘はりなく大上中下國何れも同数の三人と定められてゐる。然るにこの銘では「執筆」ではなく「専當」なのであるから、時宜によつて掾（介も）が直接事に當ることもあるが、史生が多い。或はこの事務は主として史生が扱ふと言ふ慣例が存したのであらうか。

一体、奈良平安時代の諸國に大上中下の四等級がある。これが何によつての等級であるのか、は私には分つてゐない。田中卓、山田英雄の兩氏、而して極めて最近には内藤康夫氏の研究（續日本紀研究五の二）があるけれども、どうもよく分らない。官制的には次の圖の如くである。

前述の如く史生は三人づつで等級に關はりないが、大國には大掾少掾各、一、目に大目少目各一のあることが上國との區別であり、中・下國

級等	四等官			
	守	介	掾	目
大	一	一	大掾一大目一 少掾一少目一	一
上	一	一	一	一
中	一	一	一	一
下	一	一	一	一

することが出来ない。その他に考へられるものは正税、公解稱、國師數などであらうが、どうも明らかでない。

たゞこゝに（一四）に大掾正六位上池原君豊石が見える。少掾、大少目は見えないが、確かに令制のやうに大國常陸には守、介、大少掾、大少目が任ぜられてゐたのであらうことが推察される。

三用 途

諸國から貢進された調庸布の中央に於ける用途を考へる資料は正倉院文書にかなり數が多い。今、便宜、大日本古文書五から拾つて見よう。ずべて天平寶字七年である。

奉寫經所解によれば二月廿五日、宣によつて法花經二部を寫し奉る用度のうちに調布十一端一丈六尺三寸、が見え、その中、九端二丈五尺三寸を布施料とし、一條で五尺を要する手巾三條を作り、裝潢紙一紙を張るに調布一寸五分を以てして三百廿八紙を張る、などの事が分る（大日本古文書五、三九二頁）し、庸布一段を以て仕丁一人の袍袴料に充てることも見えてゐる（同、三九二頁）。

右の二部法花經書寫のために、政所（造東大寺）司正倉より寫經所が請ひ下した納帳が次にある。（天平寶字）七年二月廿七日に收納した調布拾壹端壹丈陸尺參寸のうち九端二丈五尺三寸を布施料として、それを

八端經師料

二丈六尺六寸校生料

三丈四尺三寸裝潢料

六尺四寸題師料

一丈二尺袜四兩料別三尺

一端六尺湯帷四條料別一丈二尺

一丈五尺手巾三條料別五尺

(同三九七頁)

と細分し

同廿三日下調布八端二丈六尺三寸

八端經師馬道足三野人長等布施料人別四端

二丈六尺三寸校生料

上馬養(同三九二頁)

と見える。上馬養は他の文書で見ると案主であつて、これらの物資を受納し支給した係りであるが、これで見ると、經師は一ヶ月に大約調布四段、校生は二丈六尺前後を給せられた。

調庸布は經師等の布施料としてのみではなく衣服料にも供せられた。當時、下級官人を始め一般良民の衣服は絶を最良とし、通常は麻布・袴布・葛布などを衣袴(男子の料)、や衣裙(女子の料)として用ひ、寒氣の際には例の貧窮問答歌にも見える布肩衣や獸皮の裘を重ねたらしい。それも、従来の左前に衽を合せる夷狄の風を改めて唐風の右衽とせしめたのが養老三年三月の令であつて、この唐風が一世の風であつた。公事に參會する場合には庶民や無位の官人たちも衣服を改めて幘頭に袍(欠腋——兩腋の下を縫はない)の制、黄染め、奴婢は、椽染の白色、鳥の腰帶、白袴、白襪、革烏、となつてゐた。この袍や袴が調庸の布で仕立てられたのである。

經所解案(同四一二頁)

に調布淨衣四領奉請石山本經時之

右、依判官葛井連判、主典弥努連使用奉寫

七百卅二卷料紙打仕丁等淨衣

(天平寶字) 七年三月十七日

上馬養

正倉院御物調庸純布墨書銘(常陸國)に就いて——宮田

經所解 申返上調布衾事

合衾廿領

右、附鴨部表万呂且返上如件

(同右) 七年七月廿七日 上馬養

前者からは料紙打の仕丁の淨衣を調布で作つたこと、後者からは調布で作られた衾のあつたことが明かである。

それがどの位の長さを要したか。大般若經料絹綿布下充帳(同四九〇頁)によれば、同年八月十七日調布參丈を經師二人の淨衣料とし、同日調布壹丈伍尺を經師栗前五百繼の淨衣料としてゐる。廿三日、廿四日、廿七日條からも經師の淨衣料は一人前一丈五尺である。廿五日、廿八日の兩條からは校生の淨衣の被料も同じく一丈五尺を以て充てられたことが分る。

庸布も殆んど同様であつて造東大寺司解(同年三月十一日、四〇七頁)

に

庸布六段二尺

三段六尺袍五領料領別一丈八尺

一段七尺袴五腰料腰別七尺

一段一丈七尺前裳冠早袖五條料條別九尺

と見える。

右の如くであるが、袍や袴の中にはこの常陸國關係墨書銘を見出すことは出来ぬ。それは正倉院御物なるもの、性質が然らしめるのである。正倉院に遺されたものは下級官人や庶民の用のものが残されたのではなく、聖武天皇關係の御物なのであるから。

却説、墨書銘から見る純布の用途は、かなり廣範圍に及んでゐる。

(一八)は多珂郡矢作部小僧が天平勝寶四年に輸した曝布の調であるが、それが、「佛法東歸より以來齋會の儀未だ嘗て此の如く盛なるはあらず」と謂はれた大佛開眼會に奏せられた吳樂の太孤兒の面袋に使はれ

た。前掲墨書銘は裏にあつて輪調の際に書かれたものであるが、面袋の表（未だ實見の機會を得ないから、恐らく）に、「太孤兒面」「少」の二つの銘が、別に見える。

(二)は信太郡大野郷戸主生部衣麻呂の調であるが、聖武天皇七々忌辰の折の樂袋となつた。別銘に「件樂本来無名、見容似鍾乳床。仍斤定六斤」とある。この別銘は延暦か弘仁年間かの曝涼使が開檢した時に書入れたものであらう。

七々忌辰の樂袋がこの他に二つ、常陸國調布で作られてゐる。その一つに「人參廿五斤七兩小井倍」とある。これは(一二)の鹿嶋郡高家郷ト部鳥麻呂の調の曝布である。その二は(六)行方郡逢鹿郷からの調布で作つた藁蜜を入れた布袋であつて別銘に「藁冊七斤十二兩大井倍重九兩二分」とある。この「重大」も亦重要な史料である。續古京遺文と寧樂遺文に銀壺が二(いづれも東大寺)銅鉢が一つ、「重大」の史料は合せて三つ世に紹介されてゐる。重大九兩二分と言ふのは、當時の重量の單位に大小の二種類があり、その大兩で九兩二分と言ふことである。續古京遺文の編者の研究に従つて大一斤(十六兩)が今の百八十匁とすれば重大九兩二分は約一〇三匁程となる。いづれにしてもこの銘は度量衡研究の一資料たるを失はぬ。

(四)は常陸國交易布が屏風の心布に使用されたもの、(五)は茨城郡大幡郷戸主大田部虫麻呂の調布が馬鞍腹帶となつたものである。このやうに、同じ常陸國から運ばれた布も色々な用途によつて異なる運命を有つたわけであるが、流石にこの國唯一の繩は最も立派な役に立つてゐる。

(一)の筑波郡からの黄絶がこれであつて、この繩布は聖武天皇御一周忌御齋會に用ゐられた幡鎮の袋となり、「萬僧蓮華會灌頂鎮袋 東大寺」と書かれてゐる。

租庸調のうち、租の大部分は地方費に充て、調庸は京に運ばれて中央政府の用途となるのが律令體制の經費の使途であるが、調庸がこのやう

な種々の用途を有つた實例として、明らかなき具體的な證據がこゝに示されたわけである。

四 一端の長廣、浮浪人

(二)の多治比家主調の曝布に壹端の長さ四丈二尺、廣さ二尺四寸とあり、(一四)の宇治部小中のにも同様に四丈二尺・二尺四寸を以て壹端としてゐる。これを養老賦役令に「一丁の調布は二丈六尺、二丁に端を成し、端の長五丈二尺、廣二尺四寸とあるのに比較すると、廣さは變らないが長さに於て一丈を減じてゐる。このことは續日本紀養老元年十一月戊午条の詔・太政官奏と類聚三代格卷八所收の勅とによつて考へることが出来る。こゝでは先づ諸國の輪する絹繩に長短貴賤の差等のあることを言ひ、次いで布に及んで布の端にやゝ便ならざるものがあるから更めて端限を定むべし」として「所司宜しく一丁の輪物を量りて安穩の條例を作るべし」とある。而して讀紀には「語は格中に在り」として詳細が分らない。格では、所司が「年別の用度を支度し、並びに郷土の所出に隨つて中男を役して進むべし」と運輸の方法に及んでゐる。それが、長さに於て一丈を減じた、のがこの養老元年であり、その寸法が天平勝寶まで約四十年間、その規定で續けられたと考へられる。と言ふのは、この寸法は常陸のみではなく信濃・上野・下野・上総・相模等も同様であること、同じく墨書銘によつて明らかであるからである。養老元年、民部省が定めた「安穩條例」がこの長さ一丈減であつて、各國にその格が遵行された、とすることが出来る。

別に、もう一つ格に關する例に(一七)がある。(一七)は、年月が缺けてゐるが、もと下野國河内郡の住人が浮浪して常陸國久慈郡に住した。この人が調(或は庸)を輸した證據である。こゝでは直ちに「浮浪逗留して三月以上を経たる者は即ち土斷して調庸を輸すること當國の法に隨へ」とする和銅八年五月の所謂土斷法(續日本紀)が想起さるべきであ

る。

この浮浪人については最近中央大学教授喜田新六氏の詳密な研究が提出されてゐる。氏は先づ川上多助・北山茂夫兩氏の論述を引いて、着眼を異にしながら兩氏共に浮浪人發生の原因を令の税制の不備・過重と地方官の悪政とに歸し、彼等の落ち行く先きは貴族・寺院等の莊園であつたとする。として、然しながら、彼等浮浪人の全部が農奴的生活をしてゐたとは考へられず、浮浪人を一概に公民の落伍者とするのは不當である。浮浪人の中には商業者となつた者や自營の耕作者、富豪になつた者さへもあつたと考へられる、と豊富な史料を引用しつゝ、論斷された。第二に、官の浮浪・逃亡對策を分析して、これには(1)浮浪人を所在に於て戸籍に附ける方法、(2)本郷に送り還す方法、(3)戸籍に編附しない方法の三様の処置がある。(1)は靈龜元年五月・八月と延暦元年、(2)は養老三十二年、寶龜十一年、延暦十六年、大同四年に見える。(3)の方法は編附を強制せず希望者を所在に編附するものであつて、養老三三年格、寶龜十一年格、延暦十六年官符などがこれであり、この(3)から出て來るものが浮浪帳である。浮浪帳の初見は延暦十六年官符であり、政事要略五十七に見える大帳枝文の中に浮浪人帳、調帳枝文の中に浮浪帳が見える。けれども、これより先、天武天皇六年・和銅八年に戸籍に附けず別の帳簿に登録して調庸だけを納めさせる方法を探つたことがあり、殊には天平八年二月廿五日勅(三代格十二)に、浮浪を捉へたならば編附しないで名簿に登録し、調庸を全輸させることを命じ、延暦四年にもこの格によるべきことが見えてゐる、と。第三に「浮浪」とは本籍地に調庸を納めながら他所に流浪する者と言ひ、本籍地を離れ調庸を納めないのを「逃亡」と言つて區別してゐることを明らかにして居られる。(歴史教育六の六七)。

さうすると、(一七)は、年月が缺けてゐるが、他の例と同じ頃即ち天平勝寶か天平寶字頃のものと見ることが許されるならば和銅の土斷法で

はなく、天平八年格によつて戸籍に編附しない浮浪帳式のもの、と考へられようか、さうならば、やはり氏の研究の如く、勢家豪民の下の勞働力となつた浮浪人も多かつたのではあらうが、他方、秩滿解任之人、王臣子孫之徒を「浮人」を以て扱つたり、課役を規避して他郷に容止して巧みに方便を作す「無頼之徒」と稱せられたり、公營田を耕す浪人や、京畿内の百姓で調庸を輸しながら畿外に居住して耕作する者がある。等々の例から見ると自營農民も商人も、確かに浮浪人の中に存在したのであるから、或は、この類の者と缺名の下野國浮浪人を見るべきであらうか。

遮莫、從來浮浪人をすべて本貫に強制送還してゐた政策を改めて逃亡先の地に登録して調庸を取り立てる方針に切り換へたことは、「律令歸制の本來有する諸矛盾に對して、爲政者はその支配の行き詰まりを鋭く豫感して態勢の立て直しを圖つたもの」とする多くの論者に見える意見に對しては、氏の詳論する如く、疑問を投げかけなければならぬ。戦後殊に流行して居り、また重大な問題であるが、この式の解釋は奈良時代の暗黒面をのみ摘發し暴露しようとする論に多い。貧窮問答歌や防人歌の取扱ひについても同じ事が言ひ得る。當時と言はず政治に一般に、たしかに一方で有つ性質ではあるが、「(租)調庸の収奪」なる一面がある。それのみを取上げようとするのが今日一般に流行してゐる奈良朝觀である。しかし、他の一面で、たしかに律令政府が民生安定幸福増進の政策を施行し續けてゐる事實と、青丹よし寧樂の京に天地の榮ゆる時を謳歌する者の存したことをも忘れてはならぬ。浮浪人についてもそのすべてが哀れむべき悲しむべき、反抗の氣力さへなき状態に置かれたもの、とする通行の説に對して、その明るき一面あるを照し出した喜田教授の所論には傾聴すべき點が多いのである。

五人

史に闕けた人名として擧ぐべきは前掲のすべてであるが、國司に林連廣山(一)・佐伯宿禰美濃麻呂(二)・志貴連秋嶋(三)(五)(一三)(一八)・高志史廣道(六)(七)(一〇)(一一)(一八)・池原君豊石(一四)の五人が見える。林連廣山は不明であるが佐伯宿禰美濃麻呂は介、池原君豊石は大掾、志貴連秋嶋・高志史廣道の二人は共に史生である。而してこの史生志貴連秋嶋は同じ正倉院北倉の藥包紙第六十號に、「養老五年籍所貫目条坊戶主志貴鷹麻呂之戶口志貴秋鳥年卅天平勝寶二年三月廿六日」と見える(寧樂十二、石田茂作博士)ことによつて天平勝寶四年に調布を集め、これを輸する事務に當つた當時の秋嶋の年齢は三十二歳であつたこと、と本貫は奈良京の人であつて常陸國に史生として赴任した者であることが分る。

この事務には多く史生が當つてゐる。或は郡ごとに分擔責任者が定まつてゐたのかも思はれる。志貴連秋嶋は信太郡(三)茨城郡(五)鹿嶋郡(一二)多珂郡(一八)。高志史廣道は行方郡(六)(七)(一〇)に見えるからである。然し又、筑波郡の白布(二)の如きは介が、那賀郡(一四)では大掾が專當してゐる。(二)も(一四)も天平寶字であるから、年度によつて取扱ひの分擔が異なるのかも思はれるが定かでない。

郡司としては、筑波郡に副領文部□佐弥麻呂(一)・擬主帳中臣部廣敷(二)、信太郡に擬主政物部大川(三)、茨城郡に擬主帳茨城□(四)(五)、行方郡に大領壬生直足人(六)(七)(一〇)(一一)・主帳他田某(九)、鹿嶋郡に擬少領中臣鹿嶋連浪足(一二)、那賀郡に擬少領宇治部大成(一四)、多珂郡に擬少領君子部臣足(一八)の九人が見える。郡司には舊の國造が多く任ぜられた。恐らくこの九人、それ／＼の郡内の舊家の人、所謂「譜第」であらう。

(三)の物部大川については常陸國風土記信太郡の條に孝德天皇白雉四年、小山上物部河内・大乙上物部會津等が惣領高向大夫に請うて筑波茨城郡の七百戸を分つて信太郡を置いた、と傳へる。この河内・會津のい

づれか、郡司となりその子孫が相承けたと思はれる。續日本紀養老七年三月戊子條に常陸國信太郡の人、物部國依に改めて信太連の姓を賜ふ、と見え、更に延暦五年十月丁丑に、常陸國信太郡大領外正六位上物部志太連大成が私物を以て百姓の急を周つた故を以て外從五位下を授く、とあり、更に同九年十二月庚戌には、新治郡大領新治直大直、播磨國明石郡大領葛江我孫馬養、下総國猿嶋郡主帳孔玉部山麻呂と共に右の物部志太連大成が、官に居て効績を著はし私物を以て所部を賑給した功を以て位一階を進めて外從五位上を賜はつたことが見えてゐる。蓋し同姓であるから、河内・會津の後が國依、國依の後が(三)の大川、而して大川の後が大成なのであらう。

(六)(七)(一〇)(一一)に見える行方郡大領壬生直足人の壬生直については同じく風土記に茨城國造小乙下壬生連麻呂、那珂國造大建壬生直夫子が惣領高向大夫、中臣幡織田大夫等に請うて茨城郡の八里合せて七百餘戸を割いて別に郡家を置いて行方郡と稱したことが見える。信太郡に於ける物部と殆ど同様と見てよい。

前二例と軌を同じうするものに(一二)鹿嶋郡擬少領中臣鹿嶋連浪足がある。即ち同じく風土記によれば、難波長柄豊前大朝馭宇天皇之世己酉年(大化五年)大乙上中臣^{豐原}子^子大乙下中臣部鬼子等が惣領高向大夫に請うて下総國海上國造の部内の輕野以南の一里と那賀國造部内の寒田以北五里を割いて別に郡郡を置き、天之大神社・坂戸社・沼尾社の三處を香島天之大神と稱し、これを郡名とした、とある。即ち鹿嶋郡の創立と鹿嶋神社の建立とは共に大化五年であり、共に中臣部の一族の功績であると傳へるのであるが、その中臣部が中臣鹿嶋連の姓を賜はつたのは天平十八年三月丙子(續日本紀)であつて、常陸國鹿嶋郡中臣部廿烟、占部五烟に中臣鹿嶋連の姓を賜ふ、とある。而して類聚三代格卷三、天安三年二月十六日太政官符によれば、鹿嶋神宮寺は天平勝寶年中に鹿嶋宮司從五位下中臣鹿嶋連大宗と郡大領中臣連千徳が修行僧滿願と共に建立

する所であり、今に至るまで宮司禰宜祝等も亦同じ中臣氏である、と見える。従つてこの擬少領无位中臣連浪足も亦この譜第の出自であらうこと疑を容れない。

更に附けて言ふべきものに(一四)の那賀郡擬少領大初位上宇治部大成がある。續日本紀に那賀郡郡司として宇治部が二度出て来る。その一は元正天皇養老七年二月戊申條であつて、常陸國那賀郡大領外正七位上宇治部直荒山が私穀三千斛を陸奥國鎮所に獻したることによつて外從五位下を授けられた記事である。その二は光仁天皇天應元年正月乙亥十五に、軍糧を進めた故を以て下総國印幡郡大領外正六位上丈部直牛養と共に常陸國那賀郡大領外正七位下宇治部全成が外從五位下を授けられてゐることである。何れも蝦夷征討に関し、殊に後者は藤原小黒麻呂の平定に係する軍糧奉獻である。又一方、風土記・國造本紀等に仲(那賀)國造として建借間命と大建壬生直夫子が傳つてゐる。借間はカシマ(鹿島)であらうが、大建の冠まで傳はる壬生直と宇治部直との關係を徵すべき記事が見当らない。けれども天應元年に全成、その二十五年前の大成は注目してよい。或はこの(一四)の擬少領宇治部大成は後に外從五位下を授けられた全成の父と見るべきではなからうか。同じ(一四)に大井郷戸主に宇治部花麻呂、その戸宇治部小中二が見えるが同族か支流かであらう。

天平十五年から天平寶字七年までの二十年間に、常陸國から幾山川を越えて、咲く花の匂ふが如き寧樂京に運ばれた調庸布(紵)の、輪調の際の墨書銘が調査され、明らかに判讀されたことによつて、その布(紵)の中には藥袋・屏風の心布・馬の鞍の腹帶・伎樂面袋等に使用されたもの、存する事が分つた。之に附加して私の考へた處はあらゆる右の如くである。勿論、まだ詳しく調査せらるべきである。靈龜元年式、即ち里が郷と改められた法令について坂本太郎博士は、甲斐國山梨郡可美里日下部某が和銅七年十月に輸した白紵の墨書銘記(書陵部紀要三調庸關係墨書銘記——私が前に掲げたものの大部分はこの中から常陸國だけに限つて抄

出したものである)に據つて續日本紀の追書を明かにして曾我部静雄博士の異論に答へて居られる(日本上古史研究二の四)。そのやうな役に、この墨書銘記は立ち得る重要なものなのである。

尚、(一八)に「常陸國多珂郡□藻嶋子戸主矢作部石前……」とある子の字は、この藻嶋が驛家の存した所であるから、驛子の子ではなからうか、とは飯田瑞穂君の意見であつたことを附加しよう。

(附記) この稿は、昨昭和三十三年春、本学に於ける史学研究発表會に際しての私の研究発表の原稿を増補して成つたものである。

(昭和三十三年八月五日稿。同月二十八日増補)